

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市議会議員及び国立市長の選挙における一般運送契約以外の自動車の借上料及び燃料供給料、ビラの作成費並びにポスターの作成費に係る公費負担の上限額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年6月国立市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「30,857円」を「34,650円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に、「乗して」を「乗じて」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「207,643円」を「216,250円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。